

脱退一時金の 持ち運び制度が拡充されます

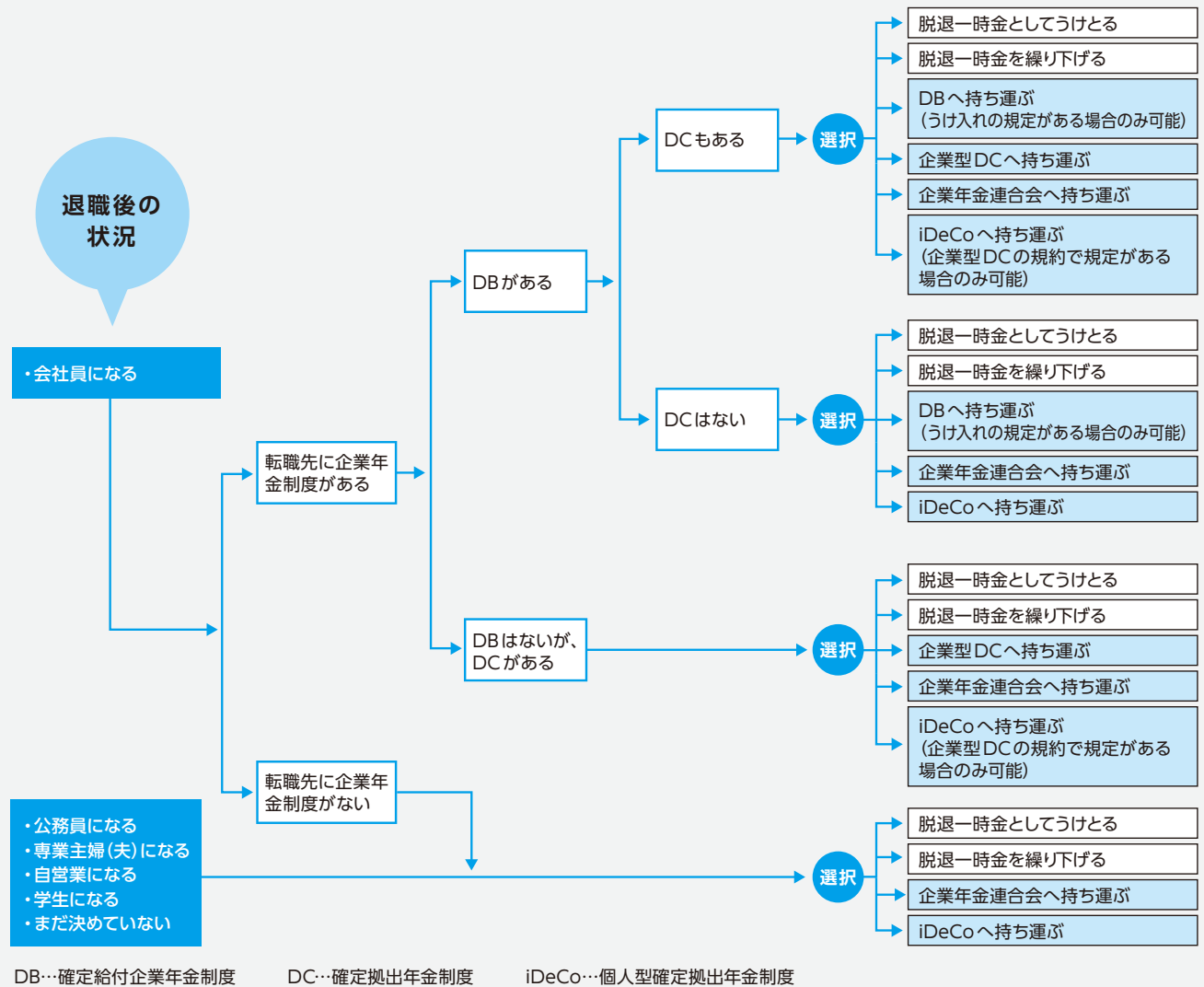
加入15年以上で退職した方も
脱退一時金を他の年金制度へ持ち運べるようになります

平成30年
5月1日から

当基金に15年以上加入すると、当基金から年金をうける資格(年金受給資格)が得られます。年金受給資格を得た方が、基金の年金受給開始年齢に到達する前に退職した場合は、退職時に脱退一時金をうけとるか、脱退一時金のうけとりを保留して、受給開始年齢になってから年金としてうけるかを選択できます。これが平成30年5月からは、上記2つの選択肢に加えて、脱退一時金を他の年金制度に持ち運び、加入期間を通算して、他の年金制度から給付をうけることも選択できるようになりました(このしくみをポータビリティと言います)。ただし、選択できる持ち運び先は、退職後の状況により異なります(図表参照)。

図表●加入15年以上で退職した方の脱退一時金の持ち運び先の選択肢

平成30年5月1日から増える選択肢



なお、加入15年未満で退職した方のポータビリティについては、従来どおりです(上記図表から「脱退一時金を繰り下げる」の選択肢を除いたものとなります)。